

令和元年9月26日（木） 令和元年度 第1回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会	資料 2
--	---------

尻無川河川広場における 安全対策について

令和元年9月 大阪市大正区役所

○これまでの審議会経過

■平成26年度第1回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（区域指定について諮問・答申）

⇒区域指定は妥当 ⇒指定年月日 平成27年2月23日 指定範囲 尻無川左岸の岩崎橋～岩松橋

- ・当区域における水辺の賑わいづくりにあたっては、大正区など周辺の商店・地域も活性化するように、一体となって取り組まれない。
- ・事業者募集にあたっては、デザインコンセプトを設定するなど検討されたい。
- ・当区域は海と水の回廊をつなぐ重要な拠点であることから、船舶の活用ができる仕組みを検討されたい。
- ・河川管理者等関係者と十分協議の上、水面の利活用を検討されたい。

■平成28年度第1回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（宿泊施設の追加について諮問）

⇒本案件は引き続き、継続して審議を行う。

宿泊施設の追加については、各種の法令を遵守するとともに

- ・賑わい施設として河川区域内に設置することの役割や位置付け。
- ・災害時における利用者の安全確保

などについて確認や整理を行うとともに、前例も調査し、慎重に判断していく案件。

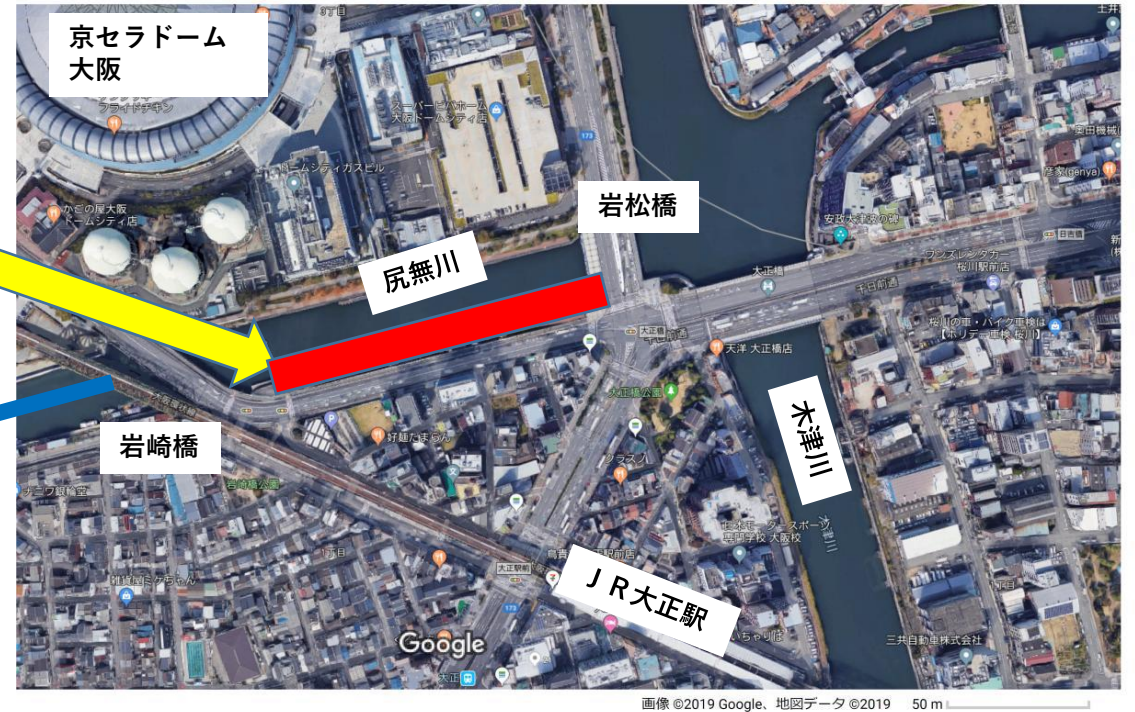
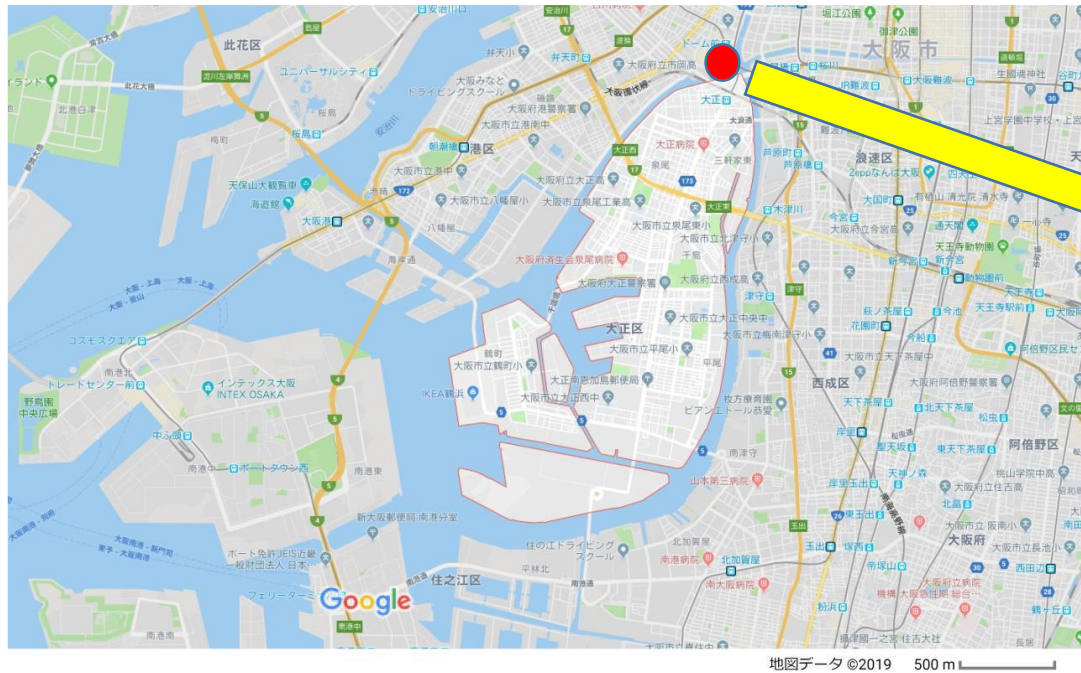
■平成29年度第1回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（宿泊施設の追加について答申）

⇒事業提案内容に基づき審議した結果、当該地域に「宿泊施設」を整備することにより当該地域および周辺地域の活性化へと大きく寄与されることが期待され、占用施設の追加（その他施設）は妥当である。

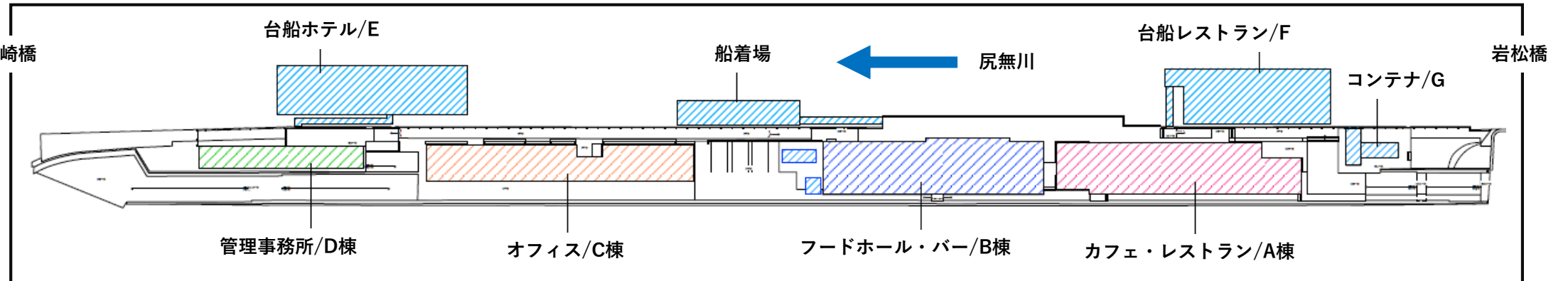
但し、河川区域内での宿泊は、利用者の安全が十分に確保されていることが必要である。

そのため、占有者は洪水や高潮などの災害に対し、実効性のある「安全対策」を定め、利用者の安全に万全を期すこととする。

○立地 尻無川左岸の岩崎橋～岩松橋



○施設位置図



岩松橋側からみた風景イメージ

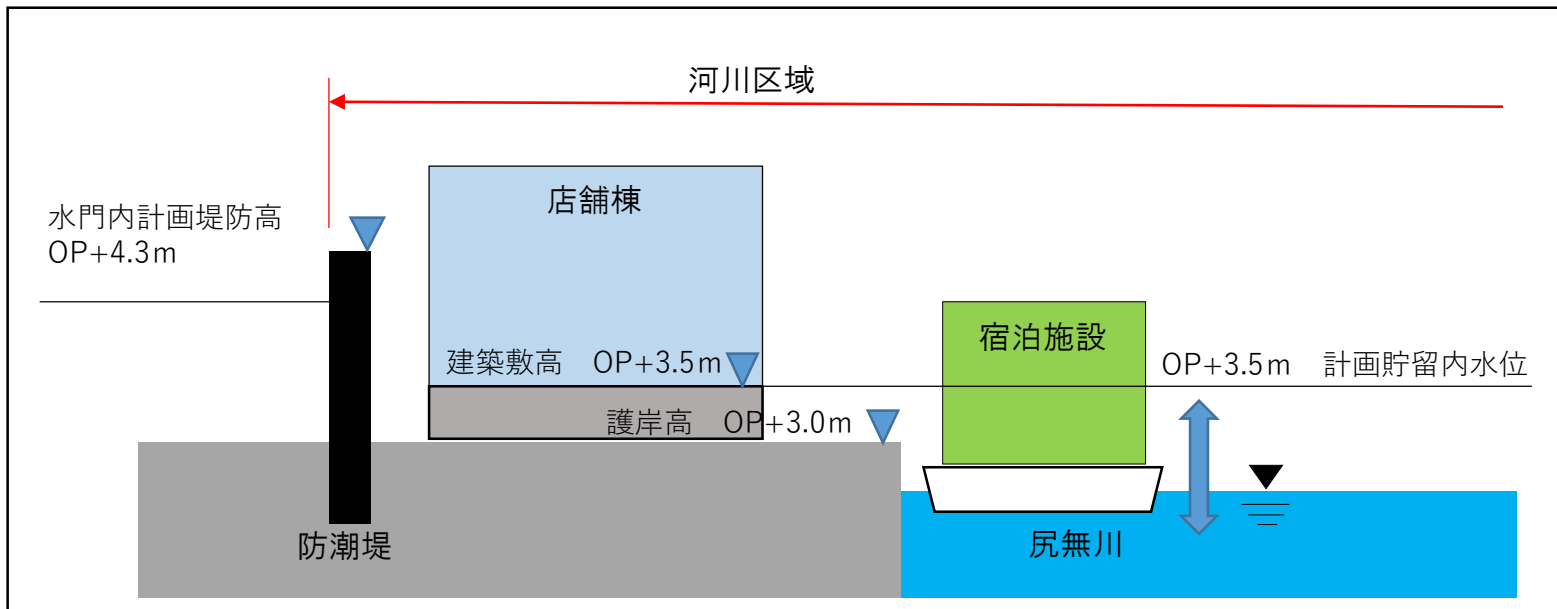


岩崎橋側からみた風景イメージ

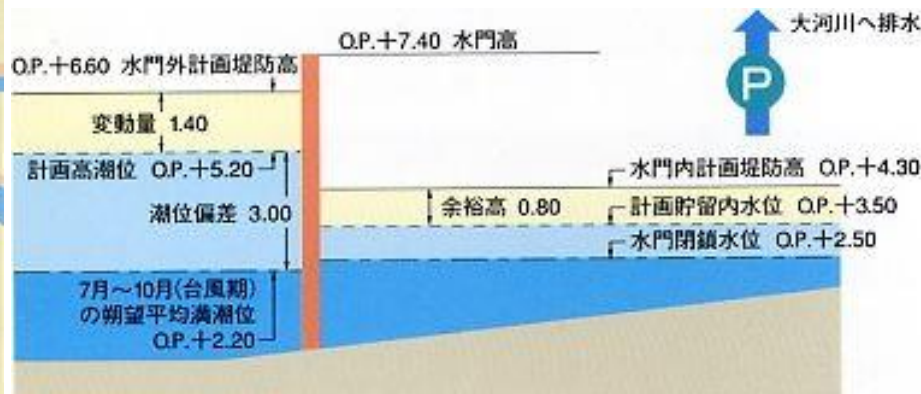


河川敷部分に飲食店舗やオフィス機能のある建物を整備するとともに、水上に台船レストラン、台船ホテル（定員約70名）を設置する計画で工事を進めている。施設の開設は飲食店舗棟から順次開設を行い、第一次オープンは令和2年1月中旬頃を予定している。

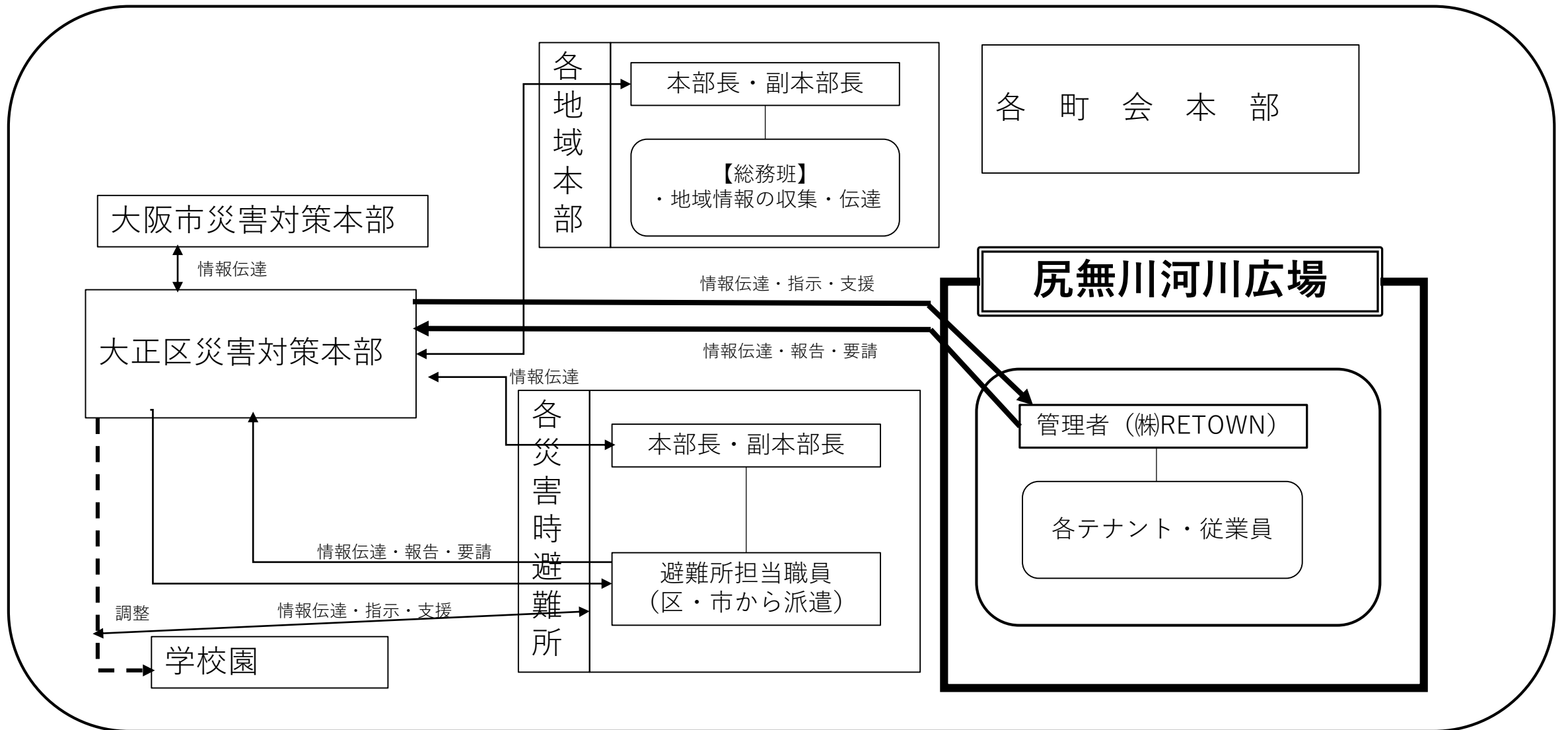
○施設断面図



施工状況（令和元年9月17日）



○防災活動体制図



○尻無川河川広場における実効性のある安全対策

大正区災害対策本部(本部長：大正区長)が定める大正区地域防災計画(施設オープンを前提に修正予定)に基づき、以下の内容を遵守した災害時の「安全対策マニュアル」を管理者により作成した。

①災害情報収集手段の確認

各テナント従業員も含め、各種防災メールの登録や河川水位等が確認できるホームページの周知を行い、**各個人がいち早く情報が入手できる体制**の整備を行う。

②災害情報伝達手段の準備

館内放送文例や案内板の作成、多言語による案内の準備、宿泊客で外出している方への**安否確認手法**の整備を行う。

③停電対策

非常用電源を確保し、停電時でも安全に避難等を行い、情報収集、情報伝達を可能する。

④通信手段の確保

S N S等を利用し、管理者、各テナント等を含め、いち早く**情報共有することができる体制**を構築する。

⑤防災・避難誘導訓練の実施

施設**独自の防災訓練**や障がいをお持ちの方の避難含めた避難誘導訓練を行い、誘導人員の明確化の徹底とともに、11月に行われる**区役所・地域の合同防災訓練への参加**。また**地域と連携**した防災の取り組みを行うとともに、**地域防災計画との連携**も図る。

⑥防災研修会の実施

本施設は河川内にあることを念頭におき、西大阪治水事務所等とも連携して、防災に関する研修会を実施し、**従業員等の防災教育の充実**を図る。

⑦具体的な行動を示す“従業員アクションカード”の作成
実際に発災した場合、**従業員とるべき具体的な行動を示したアクションカード**を作成し、各テナントへ配布。災害時に従業員等が行うべきことがすぐに分かるようにする。

アクションカード（例）



⑧防犯・防火体制の確立

大正警察署、大正消防署と締結した「大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書」のもと、管理者を含めた4者で連携し、防犯・防火体制を確立する。

⑨安全対策マニュアルの見直し

常に防災に関する最新情報を入手するとともに、訓練や研修で得たことを安全対策マニュアルに反映し、防災に関する**PDCAサイクル**を確立していく。

○体制確立の判断基準

①暴風雨・洪水時

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
体制 注意	以下のいずれかに該当する場合 「警戒レベル2」 <input type="checkbox"/> 大雨注意報発表 <input type="checkbox"/> 洪水注意報発表 <input type="checkbox"/> 暴風注意報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
体制 警戒	以下のいずれかに該当する場合 「警戒レベル3」 <input type="checkbox"/> 大雨警報発表 <input type="checkbox"/> 洪水警報発表 <input type="checkbox"/> 暴風警報発表 もしくは発表される見込みが非常に高い状況 <input type="checkbox"/> 大阪市の避難準備情報（高齢者等避難開始）発令	洪水予報等の情報収集 河川水位の上昇を注意	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		宿泊施設、飲食店等の営業停止の準備 宿泊客、施設利用者の避難準備 及び避難誘導の開始	避難誘導要員
体制 非常	以下のいずれかに該当する場合 「警戒レベル4」 <input type="checkbox"/> 淀川水系寝屋川(京橋観測所)の水位が避難判断水位3.2mを超えた時点 <input type="checkbox"/> 大阪市から、避難勧告～避難指示（緊急）が発令	宿泊施設、飲食店等の営業停止 施設内全体の避難誘導 水位の上昇を監視	避難誘導要員

②高潮時

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
体制 警戒	以下のいずれかに該当する場合 「警戒レベル3」相当 <input type="checkbox"/> 高潮注意報 <input type="checkbox"/> 大阪市から「避難準備情報（高齢者等避難開始）」が発令	高潮に対する情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		宿泊施設、飲食店等の営業停止の準備	避難誘導要員
		宿泊客、施設利用者の避難準備 及び避難誘導の開始	避難誘導要員
体制 非常	以下のいずれかに該当する場合 「警戒レベル4」相当 <input type="checkbox"/> 高潮警報 <input type="checkbox"/> 大阪市から避難勧告～避難指示（緊急）が発令	宿泊施設、飲食店等の営業停止 施設内全体の避難誘導 水位の上昇を監視	避難誘導要員

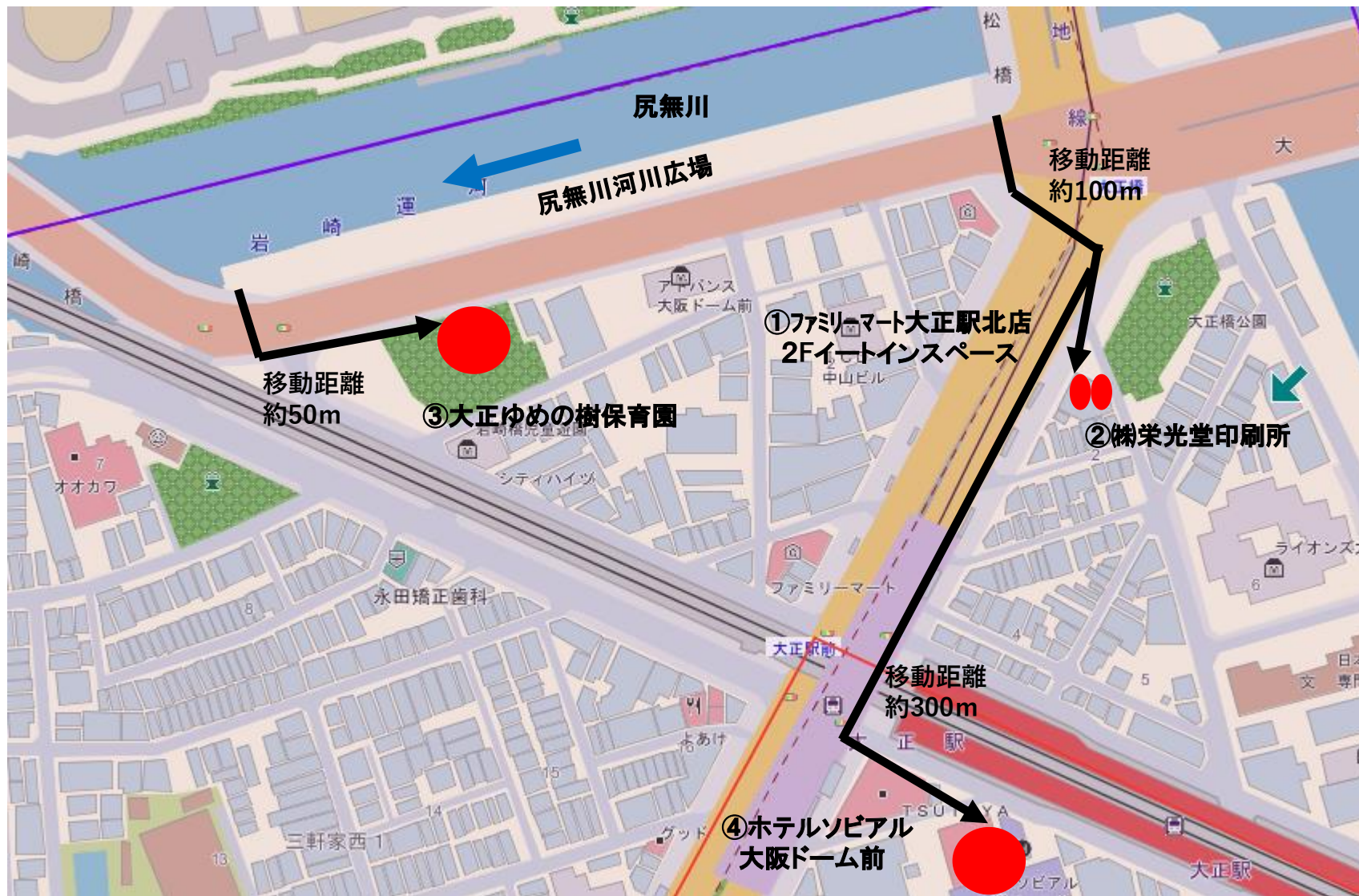
○体制確立の判断基準

③津波時

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 □津波注意報（最大1m以下） □津波警報（最大3m）	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		宿泊施設、飲食店等の営業停止の準備	避難誘導要員
		宿泊客、施設利用者の避難準備及び避難誘導の開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □大津波警報（最大3m超） □大阪市から避難勧告～避難指示（緊急）が発令	宿泊施設、飲食店等の営業停止 施設内全体の避難誘導 水位の上昇を監視	避難誘導要員

なお、体制構築の判断基準等については、西大阪治水事務所をはじめとして、関係各所と協議しながら、安全に運営ができる基準づくりに向け、今後も継続的に検討・見直しを重ねていく。

○避難場所及び避難経路



○一時避難場所（予定）

①ファミリーマート大正北駅2F
イトインスペース（約30名）

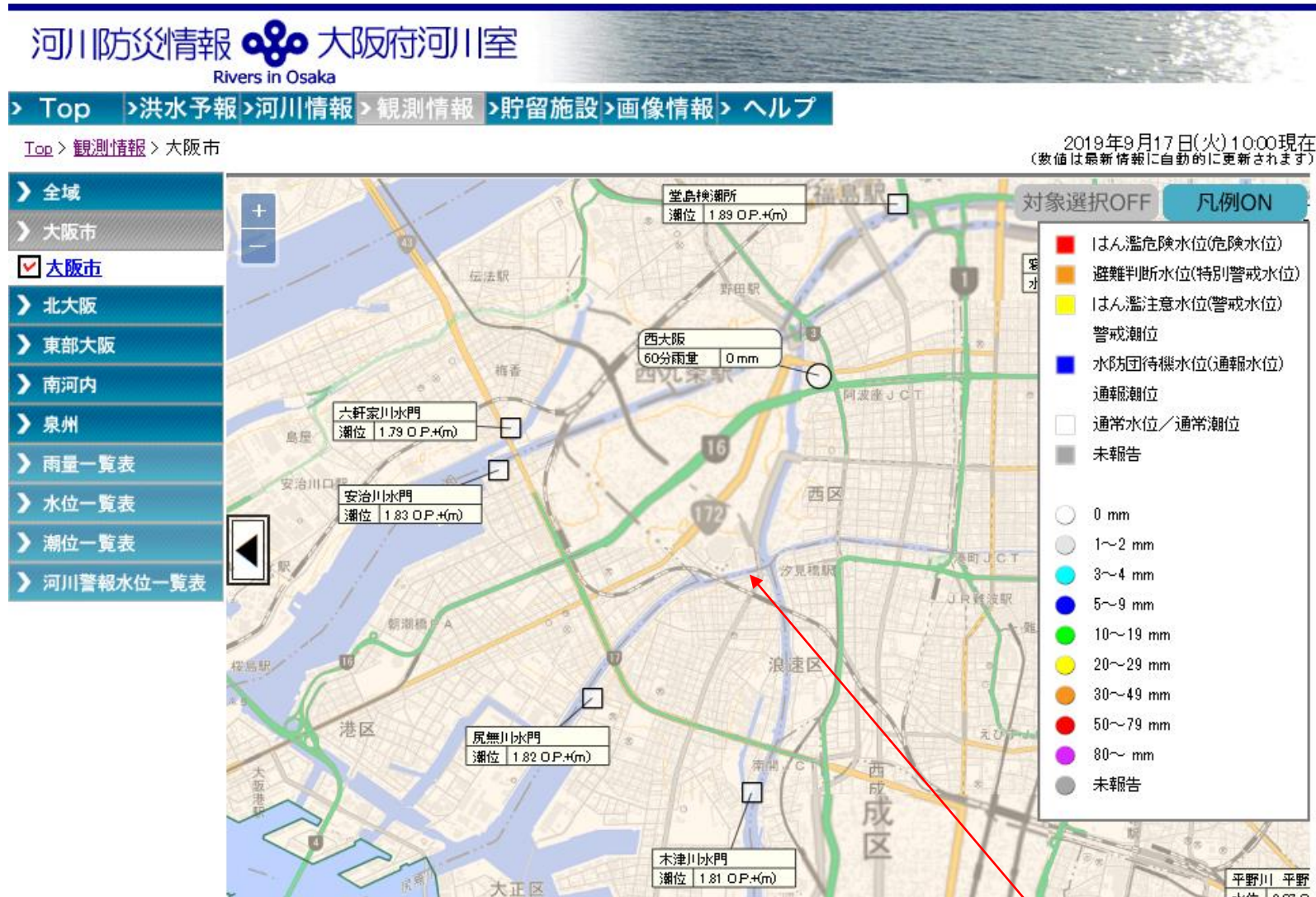
②株栄光堂印刷所
（約15名）

③大正ゆめの樹保育園
（約70名）

④ホテルソビアル
大阪ドーム前
（約80名）

それぞれの建物の管理者の方と大正区役所で協定書を交わし、避難場所として確保する。

(参考) 防災情報の取得



■ 大阪府河川防災情報

<http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html>

事業箇所